

2019年3月17日

明治大学知的財産法政策研究所(IPLPI)シンポジウム
「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」
これまでとこれから

問題提起

中山信弘(明治大学研究・知財戦略機構顧問)

皆様ご存知のとおり、現在違法ダウンロードの問題が世間を賑わせております。結論は今国会での著作権法改正の上程は見送り、次回以降にまわされたということでございます。

今回のこの騒動と言いますのは、表面的に見れば極めて簡単な図式であると思っております。

マンガ等についての海賊版の被害は甚大なものでこれを放置するということはできない。漫画家とか出版社等は著作物で生計を立てているわけでございます。それを守るのが著作権法の役割であると考えます。したがって海賊版について何らかの対策、規制をすべきであるという点につきましては、大方のコンセンサスはあると考えております。

問題はその具体的方法でありまして、詳細は避けましても、まずは知的財産戦略本部においてサイトブロッキングについて議論されましたけど、これがうまくいかなかった。そこで次に著作権法でなんとかしようということになったわけです。リーチサイトの規制につきましては、若干の反対はあるように思いますが、大方のコンセンサスはあるように思います。

ただそれを越えまして、全ての著作物につき違法サイトからのダウンロード一般を、故意を条件とするとはいたしましても、投網をかけるというような広い規制に関しましては反対が多かったように思います。規制の網が細かすぎまして、マグロもメダカも一網打尽にするような規制はよろしくない、こういう考え方が強かったように思います。ちなみにマグロとメダカは同じところには棲んでいないので同じ網では取れない、と家内から笑われまして場合によってはメダカじゃなくてイワシにしたほうがいいのかもかもしれません。

冗談はそのくらいにおきまして、従来の著作権法は主としてプロを相手にしている、つまり作家とか出版社とかレコード会社等のプロを相手にしているわけでありまして、もちろんこれは事実上の話でありまして、法としては万人を相手にしておりますけれども、実際は業法的なものとして機能をしてきたわけです。しかし現在は、万人が創作者となり、また発信者となる一億総クリエイター時代でありまして、著作権法というものは一部のプロだけではなくて、万人に関係する法になりました。

野口祐子弁護士の言を借りますと、著作権法が業法からお茶の間法に変わったということでありまして、これは極めていい得て妙であると考えております。しかしながら現在はアマ、つまり一般人も情報を創作し発信できるようになりましたけれども、プロの小説家や作曲家、それに仲介業者である出版社等も健在であります。つまりプロとアマが混在しているという状況になっているわけです。プロがいるからこそ、著作物の品質と

いうものが保てる面もあり、プロにつきましては著作権法で十分保護する必要があるわけです。

現行の法律を離れて考えますと、プロにはプロのルールがあって然るべきであり、アマにはアマのルールがあって然るべきだと思いますけれども、著作権法は、プロもアマも関係なく一律に規制をしています。先ほど言いましたように、本来はプロを規制すればいいものも、アマも同じような法律で規制してしまっている、つまり例えて言うならば、大リーグのルールを草野球にも適用している、そういう感じだろうと思います。この問題は単にダウンロードだけの問題ではなくて、ネット時代における情報の自由とはいかにあるべきかという大きな問題に突き当たるわけです。以上のような一般的な規制は、特にネット時代においては大きな問題を提起しています。様々な情報のうち、極めて大雑把に言えばプロの著作物は保護し、それ以外の情報はお互いに利用し合う、そして利用して情報を自分なりに作り上げそれを発信する、こういうことが好ましいであろうと思います。そういうことありまして、ネットにおける自由という思想は欧米を中心といたしまして燎原の火のごとく広がりつつあります。

ネットの世界においては国境はありません。欧米で生じているネットの自由に関する動きは、たちまちにして我が国にも波及してくる可能性が高いだろうと思います。例えば ACTA（偽造品の取引の防止に関する協定）は小泉総理が G8 で提唱して出来上がった条約で、日本はいち早く署名、批准しておりますけれども、EU 議会ではかなりの大差をもって批准を否決されております。またアメリカでは、2012 年に SOPA (Stop Online Piracy Act、オンライン海賊行為防止法) 法律が成立しそうになりました。それに対して英語版のウィキペディアでは 24 時間のストライキ（サービスの停止、SOPA ブラックアウトといわれている）で、一日の間、ウィキペディアには真っ黒けの画面が出て見えなくなるというこういうストライキも起こしたことで有名ですけれども、結局ネットユーザーの強い反対によって廃案となっております。これらは全て、ネットの自由に対していかに強い要求を持っているかということの証左であろうと思います。それから 2006 年になりますけれども、スウェーデンでは海賊党という怪しげな名前の政党ができあがりまして、これは既に欧州議会で議席を占めているようですし、ドイツなどでは地方議会では議席を占め始めているようです。非常に極端な主張をしております、著作権なんか廃止してしまえ、あるいは期間を 5 年くらいにしてしまえ等々の過激な思想を持っているわけですが、これもかなりじわじわと広がりつつあります。世界的にはコモンズ思想というものが台頭し、あるいは活発化しております、あの有名なレッシング教授の提唱にかかるクリエイティブコモンズなどがその流れに沿うものであるだろうと思います。これはごく簡単に言ってしまうと、利益を求めないようなネット上の情報は、基本的にはお互いに利用し合って文化の発展をはかろうという考えです。細かい点は別として、大まかに言ってしまうとそういう思想でできあがっているわけです。一方では先ほど言いましたように、マンガの海賊版のようなものは取り締まらなければいけないわけです。そうであるからと言って先ほど言いましたように、全ての人に投網をかけることは土台無理があったのではないかと考えております。つまり著作権法というのは過剰規制であってはいけないし、また過小規制であってはいけない、その間のバランスの取り方が非常に難しいだろうと思います。著作権法を含む知的財産法というのは、民法のような根本的な法ではなく、極めて人工的な法であります。ということは試行錯誤的な立法というものがあって然るべきだろうということを意味します。規制をする場合には、まずは少しの規制から始めて、それがダメであるならば、また改正をすればいいというふうに私は思っております。例えば不正競争防止法における営業秘密の保護などは 20 年ぐらいかかって改正に改正を重ねてやっと刑事罰まで含んだ完成形が出来上がったわけです。ダウンロードの問題も、当初は録音、録画だけを規制しておりま

した。その後、今回海賊版、特にマンガの海賊版について問題が生じたわけです。それをなんとかしようということになったわけですが、3か月という短い審議期間で対処する以上、著作物全体に投網をかけるのではなくて、やはり必要な部分だけ行うことが肝要だと思います。例えば明治大学の緊急声明で述べておりますような客観的な要件を絞りとしていれるというような謙虚な態度があってもよかったですのではないかと考えております。実はこれは単に30条の問題をどうこうというだけでは済まず、今回の違法ダウンロードの問題を契機といたしましてネット時代の著作権法がいかにあるべきかということを検討するいい機会になるのではないかと考えております。詳細につきましては、これからの報告あるいは討論で議論されると思いますので、私の話は以上としたいと思います。ありがとうございました。

(拍手)